

ご自宅にお薬の

飲み残しはありませんか

飲み残したお薬や飲まなくなったお薬をそのままにしておく…。

①新しいお薬との区別がつかなくなる、または何のお薬か分からなくなる。

↓勝手な判断でお薬を飲んでも効果は期待できません。

②古くなったお薬を飲んだり必要のないお薬を飲んでしまう。

↓家族が間違ってお薬を飲んで思わぬ副作用が起きることがあります。

③きちんとお薬を飲まないとお薬がムダになってしまう。

↓飲み残しのお薬（残薬）を減らすことが医療費の削減につながります。

そんなときは

飲み残したお薬を「かかりつけ薬局」に持って行きましょう。

薬剤師が必要なお薬か処分した方が良いお薬か判断します。

（必要なときには医師に処方日数の調整を相談して医療費の軽減につながります！）

薬局では「おくすり整理そうだんバッグ」を無料でもらえます。



▶おくすり整理そうだんバッグ

飲み残したお薬があったら「おくすり整理そうだんバッグ」に入れて「かかりつけ薬剤師・薬局」に持って行ってください。
お薬は正しく飲むことで本来の治療効果が期待できます。

【かかりつけ薬剤師・薬局】

「かかりつけ薬剤師・薬局」は、よく利用する薬局からあなたが選ぶ薬剤師・薬局のことです。「かかりつけ薬剤師・薬局」は安全・適正な医薬品の使用をサポートしてくれます。お薬や健康について気軽に相談できるあなたの「かかりつけ薬剤師・薬局」を持ちましょう。

問い合わせ

一般社団法人 佐賀県薬剤師会 ☎23-8931

小規模修繕工事の

登録業者を募集します

この登録制度は、入札参加資格を持たない市内小規模事業者の受注機会を拡大するため、多久市が発注する小規模な修繕工事等の受注を希望する事業者を登録し、請負業者選定の対象とするためのものです。

■登録申請の受付期間

3月19日(月)～3月23日(金)
(祝日を除く)

8時30分から17時まで

※期間終了後も随時受け付けます。

■登録の有効期間

平成30年4月1日～

平成32年3月31日

■申請に必要な書類

- ①多久市小規模修繕工事契約希望者登録申請書
 - ② 税務課が発行する市税に未納がない証明(有料)
 - ③ 建設業許可証または希望業種の登録証等の写し
- ※くわしくは市ホームページをご覧ください。

「多久まつり」開催日を決定しました

平成30年度の第48回多久まつりを左記日程で開催します。みなさんの参加をお待ちしています。

■日程 10月27日(土)

28日(日)

■場所 多久駅周辺

◀▼昨年の多久まつりの様子



問い合わせ

多久祭り振興会事務局
(商工観光課 商工観光係)

☎75-2117

問い合わせ

財政課 契約検査係

☎75-2132